

訴状が最高裁判所に提出された場合に、当該訴えが訴訟上の信義則に反するとして却下された事例

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 令和 8 年 1 月 28 日
【事 件 番 号】 令和 7 年（マ）第 244 号
【事 件 名】 離婚等請求事件
【裁 判 結 果】 却下
【参 照 法 令】 民事訴訟法 2 条・16 条 1 項・317 条 1 項
【掲 載 誌】 裁時 1881 号 2 頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25574767

青山学院大学教授 安見ゆかり

事実の概要

原告 X は、令和 7 年 5 月、A 弁護士を訴訟代理人として最高裁に訴状を提出した。

訴状の請求の趣旨には、原告 X と被告 Y の離婚を請求する旨及び「管轄の利益を享受致した」く「仙台家裁での本件完遂が可能である。」旨等の記載がある。しかし訴状に印紙は貼付されておらず、また貼付印紙額の欄には「訴訟救助申立中」との記載があるものの現実には訴訟救助の申立てもされておらず、郵券の予納もされていない。なお A 弁護士は本件訴えの提起以前にも同様の行為を繰り返していた。そこで最高裁は以下のように判示して決定で訴えを却下した。

決定の要旨

訴え却下。

「本件訴状には印紙が貼付されておらず、貼付印紙額の欄には『訴訟救助申立中』と記載されているが、実際には、訴訟救助の申立てはされていないし、郵券も予納されていない。」

「離婚等を求めて提起された訴えが最高裁判所の管轄に属する旨の法令上の定めはないから、本件訴えが当裁判所の管轄に属しないことは明らかである。」

「本件訴状は、……原告の訴訟代理人である本

件弁護士によって作成され当裁判所に提出されたものであるから、本件訴えは、最高裁判所の管轄に属しないことを十分認識しながら、あえて最高裁判所を経由し、本来、管轄のない裁判所への訴訟係属を求めて当裁判所に提起されたものというべきである。こうした訴えを最高裁判所に提起することは、人事訴訟法及び民訴法の予定する正当な権利の行使とはいいい難く、是認し得るものではない。そうすると、本件訴えは、現行法規に則って訴えを提起し訴訟手続を迫行するという意思を欠いた不当な目的によるものというべきであり、本件訴訟を移送することによって原告の救済を図る必要があるということはできない。」

「当裁判所が本件訴訟を管轄裁判所に移送しなければならないと解すると、当裁判所は、本件訴訟の管轄裁判所を調査することを余儀なくされ、その調査について負担を負うこととなる。この負担は、上記の不当な目的に基づくものであり、原告が当裁判所にこれを課すことに法的正当性を見いだすことはできない。……このような訴訟についてまで当裁判所が管轄裁判所に移送しなければならないと解することは、最高裁判所を最終審裁判所とする訴訟制度の運営を維持する観点から許容し難い。」

「本件弁護士が本件訴えの提起以前にも殊更にこれと同様の行為を繰り返してきたことは当裁判所に顕著であることを併せ考えると、本件訴えの

提起は、訴訟制度の趣旨、目的に照らして著しく相当性を欠き、訴訟上の権利の行使として到底是認することができないというべきである。」

「上記の事情を総合すれば、本件訴えは、訴訟上の信義則に反するとして却下すべきものである。このように解したとしても、原告が本件訴えにおいて主張する実体的権利の有無について、法の予定する訴訟手続に則って裁判を受ける機会が失われるものではないから、原告の権利を過度に制約するものではない。」

「当裁判所が本件訴えを却下するに当たっては民訴法 317 条 1 項の趣旨¹⁾が妥当するから、本件訴えについては、同項を類推適用して、決定で、これを却下することができると解するのが相当である。」

判例の解説

一 本決定の意義

本件は、①法律の専門職である弁護士が、②裁判所法における審級管轄や民訴法、人訴法の規定に違背して、③訴訟救助を申し立てているなどと偽って訴訟費用を納めずに、④管轄の有無にかかわらず他の裁判所への移送を求めて最高裁に訴状を提出したものであり、しかも⑤本件弁護士は同様の行為を幾度も繰り返してきたという事件である。(訴訟法律関係が訴状送達時に生じると理解すると)本件はもっぱら裁判所と原告との間の信義則が問題であるので、多数説によれば訴権の濫用の問題(当事者・裁判所間の信義則)となり²⁾、判例実務からしても後述(五 判例における信義則(訴権濫用法理との区別))のように訴権の濫用として訴えを却下すべき事案だったと思われる。しかし最高裁は、①事件を管轄裁判所に移送せず、②補正を命じて訴状却下することをせず、③第一審の規定である民訴 140 条を用いることもなく、民訴 317 条を用いて、④「訴権の濫用」という言葉を用いずに、⑤信義則によって却下している。後述のように最高裁判例理論は「訴権の濫用」法理と「信義則」の法理の適用領域を分けているのに、本件では「本件訴えの提起は、訴訟制度の趣旨、目的に照らして著しく相当性を欠き、訴訟上の権利の行使として到底是認することができない」と

して信義則を用いて訴えを排斥しているので、一見従来の判例理論を変更して多数説(訴権の濫用を信義則に含め、両者を重疊的に適用する)に与したように思われる。しかし結論を先取りすれば、最高裁は、事件の特殊性から³⁾、本件における①原告の訴権濫用と訴訟代理人による訴訟制度濫用的訴訟行為とを分離し、②本件は訴訟代理人による訴訟制度の濫用事例であって原告個人の訴権濫用ではないと判断し、③この観点から訴権濫用法理ではなく信義則の法理によって訴えを却下したものである⁴⁾。したがって本件は非常に特殊な事案に関する決定であり、その射程は非常に限定的となろう。以下では、最高裁の位置付け、訴訟代理人の地位、信義則について簡単に振り返り、最後に本決定について簡単に検討する。

二 最高裁判所とは

最高裁判所とは、「憲法上終審裁判所として司法権の行使につき最終的責任を負う機関として設置」⁵⁾されたものである。「最高裁判所の終審裁判所としての主要な使命は、法令審査権と法令解釈の統一にある」⁶⁾。終審裁判所である以上、一審の訴状を受け付けることは予定されておらず、民事訴訟法 16 条の管轄違いによる必要的移送も想定されていないが、実務慣行としては、審級の管轄違いについても民訴 16 条の移送が適用され、通常は移送されるようである⁷⁾。

三 訴訟代理人の地位と権限

訴訟委任に基づく訴訟代理人とは、訴訟当事者等の訴訟委任を受けて訴訟代理権を授与された者である。委任である以上、委任の規定に服し、(1)事務処理義務(民法 644 条)、(2)忠実義務、(3)委任者の指図に従う義務、(4)自己執行義務、(5)報告義務(経過報告義務及び結果報告義務)、(6)財産の分別管理とそれに関連する義務⁸⁾を負う。更に訴訟代理人が弁護士である場合は、弁護士法 23 条により守秘義務を負う他、弁護士が「社会正義を実現すべき公益的役割」⁹⁾を担うことにより、受任事務の遂行にあたっては、法規範及び公益ないし公的価値を遵守しなければならない。

四 訴訟上の信義則

信義則（信義誠実の原則）とは「社会共同生活の一員として、互いに相手方の信頼を裏切らないように誠意をもって行動することを要求するルール」¹⁰⁾である。訴訟においても訴訟「当事者が互いに相手方がもつ裁判を受ける権利を尊重しなければならない」¹¹⁾ず、「当事者の訴訟行為も、相手方の攻撃防御方法提出の機会を保障し、かつ、裁判所が適正・迅速に訴訟資料を形成しようという目的に沿うものでなければならない」¹²⁾がゆえに、民訴法2条に明文化されている¹³⁾。一般にこのような信義則は以下の4類型に分類される。

（i）訴訟状態の不当形成の排除

当事者の一方が、自己に有利な訴訟法規の適用を導く要件事実の発生を故意に作出して自己に有利な法的効果を不当に獲得したり、逆に要件事実の発生を故意に妨げて法律効果の発生を不当に回避しようとする場合である¹⁴⁾。

（ii）訴訟上の禁反言（矛盾挙動の禁止）

当事者の一方が訴訟行為を行い、相手方がこの先行行為を信頼して自己の法的地位を築いた後に、先行行為と矛盾する行為を行った場合に、相手方の信頼が害されないために、矛盾する訴訟行為を禁じる場合である。

（iii）訴訟上の権能の失効

訴訟上の権能（訴権も含む¹⁵⁾）が長期間にわたって行使されずに放置されているため、もはやこの権能は行使されないであろうという正当な期待が相手方に生じた場合に、信義則の適用により、この権能は失効したものとして行使できなくなるというものである。

（iv）訴訟上の権能の濫用の禁止と訴権の濫用

当事者が訴訟上の権能（申立権）を認められている場合でも、濫用的に行使して利益を得ることは許されない。もっとも訴権（本案の申立権）については、特別の配慮が必要となる¹⁶⁾。

なお訴権とは、「私人が訴えによって裁判所に対して民事紛争の後見的解決を求める要求」¹⁷⁾をする権能である¹⁸⁾が、本稿では紙幅の関係から割愛する。

五 判例における信義則（訴権濫用法理との区別）

学説の多数説は、訴権の濫用を信義則に含めて

論ずる一方で、訴権の濫用についての要件・効果・考慮要素を定式化した平成12年東京地裁判決¹⁹⁾の各基準を非常に高く評価し、訴権の濫用については、この判決（及びその控訴審判決）を出発点として論じる傾向にある²⁰⁾。しかし訴権の濫用を信義則の一態様にとらえる姿勢に変わりはない。

これに対して最高裁の判例実務²¹⁾は、①訴訟上の信義則の法理と②訴権の濫用の法理の適用場面を明確に区別し、①訴訟上の信義則の中に(a)権利失効（紛争の蒸し返しの禁止）の法理と(b)矛盾挙動禁止の法理を含ませる。他方②訴権の濫用は、(c)訴訟制度（訴え提起、上訴提起を含む）を利用し得る地位の濫用及び(d)訴えの提起自体が強度の反規範性を帯びている場合に適用される。対して下級審では①信義則違反と②訴権の濫用の区別はなく、また下級審において定式化された訴権の濫用法理は最高裁より適用範囲が広い。なお実務全体に、訴権の濫用による訴え却下については慎重に取り扱われ、訴権の濫用の法理は極力用いられない。

六 本決定の射程

本件は、最高裁判所に訴状が提出され、訴訟係属中に訴訟代理人が業務停止処分を受けたために、最高裁が当該訴訟代理人を排除した上で、信義則により訴えを却下した事案である。信義則は前述のごとく、①当事者間の信義則、②当事者・裁判所間の信義則に区別されるが、本決定はこの区分に加えて更に③訴訟代理人自身・裁判所間の信義則を新設し、訴訟関係者全てに信義則の適用を宣言したものと解される。もっとも、かかる信義則の適用場面は極めて稀であろう。なお本決定によっても、前述の判例法理の立場（訴権の濫用と訴訟上の信義則の適用領域を区別。ただし下級審は訴権濫用と信義則違反を区別しない点）に変更はないものと思われる。

●——注

- 1) 笠井正俊＝越山和広編『新・コンメンタール 民事訴訟法〔第2版〕』（日本評論社、2013年）1085頁〔笠井正俊〕「上告の適法性について、上告裁判所が判断する権限を有し、義務を負うことは当然である。316条は、原裁判所による上告の適法性の審査と上告却下決定につ

- いて定めるが、原裁判所が適法と認めても上告裁判所の判断では不適法でその不備を補正できないとされることがあり得るし、316条で原裁判所が上告を却下できるのはそもそも同条1項各号に該当することが明らかなきに限られる。そこで、本条1項は、31条1項各号に該当すると上告裁判所が判断する場合に、上告裁判所が決定で上告を却下できると定める。旧399条ノ3は、このような場合には口頭弁論を経ずに判決で上告を却下できると定めていたが、この判断が書面審理による形式的なものであり、判決という方式による必要はないと考えられたため、現行法では本条1項は、決定で上告を却下できるとしている。
- 2) 松浦肇「当事者行為の規制原理としての信義則」新堂幸司ほか編『講座民事訴訟④』(弘文堂、1985年)262頁、263頁によれば、「(従来)当事者間での信義則と当事者・裁判所間での信義則を区別し、二種の信義則を認めようとする説が多数説である。ただ多数説のうちの多くは、信義則と権利濫用を峻別せず、権利濫用を信義則の一態様と解し、本来の信義則を当事者間での信義則に、権利濫用を当事者・裁判所間での信義則に擬しているように見受けける。」そしてこの当事者間での信義則は、訴訟事件解決の妥当性＝裁判の適正・公平の理念に奉仕するものであり、当事者・裁判所間の信義則は訴訟制度運営の必要性＝裁判の迅速・経済の理念に奉仕するものとする。なお、本件評釈として工藤敏隆「判批」法教548号112頁。
- 3) 本決定には示されていないが、本件訴訟代理人は令和7年11月25日に福岡弁護士会から6か月の業務停止処分を受けており、本件係属中の令和7年11月25日にその処分の効力が生じている(裁判所に顕著な事実)(同日付調書決定にて本件弁護士を排除)。また本件弁護士は、①再審却下決定に対する許可抗告申立書を最高裁に提出した事例(最決令8・1・28令和7年(許)第18号、裁時1881号1頁)、②業務停止期間中における忌避申立却下決定に対する即時抗告(最決令7・12・18令和7年(マ)第490号、裁時1879号1頁)にも関与している。
- 4) この点については2026年5月29日研究会では、本稿と同様の立場の見解も示されていた。なおこの種の事件で補正命令や訴状却下命令を下すと、しばしば①却下命令に対する即時抗告、②却下命令を下した裁判官に対する忌避申立て、③裁判官に従った裁判所書記官に対する忌避申立て等が繰り返される。
- 5) 兼子一＝竹下守夫『法律学全集34 裁判論〔第4版〕』(有斐閣、1999年)154頁。
- 6) 兼子一＝竹下・前掲注5)155頁。
- 7) 最一小決令8・1・28「最高裁に許可抗告申立書を提出し、許可抗告申立てを行った際の措置」に関する研究会報告による。
- 8) 以上の義務については潮見佳男『民法(全)〔第3版補訂版〕』(有斐閣、2025年)462頁以下参照。
- 9) 加藤新太郎＝松下淳一編『新・基本法コンメンタール民事訴訟法1』(日本評論社、2018年)174～178頁[加

藤新太郎]。以下は本書に負うところが大きい。

- 10) 笠井正俊＝越山和広編著『新・コンメンタール 民事訴訟法』(日本評論社、2010年)16頁[越山和広]。
- 11) 伊藤眞『民事訴訟法〔第9版〕』(有斐閣、2026年)384頁。
- 12) 伊藤・前掲注11)384頁。
- 13) 民訴2条「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。」
- 14) 兼子一ほか編著『条解 民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂、2010年)32頁、33頁[新堂幸司・高橋宏志・高田裕成]。
- 15) 伊藤・前掲注11)387～388頁。
- 16) 伊藤・前掲注11)385頁。
- 17) 梅善夫「訴権の濫用—東京地裁平成一二年五月三〇日判決を中心として—」『石川明先生古稀祝賀・現代社会における民事手続法の展開 上巻』(商事法務、2002年)504頁。
- 18) 訴権(論)については新堂幸司『新・民事訴訟法〔第6版〕』(弘文堂、2019年)239頁以下参照。なお滝澤孝臣監修／多々良周作＝瀧澤孝太郎編著『判例法理から読み解く裁判実務 訴訟要件・訴権濫用』(第一法規、2023年)402頁によれば、判例理論における訴権とは「裁判制度を利用する立場ないし利益」とされる。
- 19) 東京地判平12・5・30判時1719号40頁、判タ1038号154頁。
- 20) 梅・前掲注17)497頁。松村和徳「信義則による後訴遮断と訴権の濫用」『加藤新太郎先生古稀祝賀・民事裁判の法理と実践』(弘文堂、2020年)265頁。
- 21) 以下では滝澤監修／多々良＝瀧澤編著・前掲注18)401頁以下に負うところが大きい。他に滝澤孝臣編『論点・裁判実務 series 1 実務に学ぶ民事訴訟法の論点』(青林書院、2012年)3頁以下[高部真規子]、西田昌吾「判例民事法53『訴権の濫用』をめぐる裁判例と問題点」判タ1350号(2011年)12頁参照。